

(別表)

## 認定米基準

区分	基準項目	基準
生産地	栽培地	○長野県内であること
	地区設定	○同一水利系で類似した土壌とし、統一された栽培方法であること (土壌は、「長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量」に定められた第2普通作物の1水稻の化学肥料の基準で規定されている区分により分類する)
	生産面積	○基準を満たすほ場面積の計が50a以上であること
生産	品種	○長野県水稻奨励品種(認定品種含む(うるち米))のうち米委員会が指定する以下の品種とする コシヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、ひとめぼれ、天竜乙女、きらりん、ゆめしなの、風さやか
	農薬制限	○農薬の使用を制限した栽培であること —具体的な方法— 使用する化学合成農薬の回数(成分数)が慣行施用の50%以内であること
	化学肥料制限	○化学肥料を制限した栽培であること —具体的な方法— 化学肥料による本田への窒素施用量が慣行施用量の50%以内であること
	履歴	1 肥料取締法第4条第3項第1号に規定されている普通肥料の取扱いについては、県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の認証基準に準ずるものとする。  2 県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の「認証区分50」として認証された米、または有機JAS(もしくは有機JAS移行期間中)として認定された米は、「農薬制限」「化学肥料制限」の基準を満たしたものとする。  ○生産から精米袋詰までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること  ○履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認定日から1年間保管しておくこと

区分	基準項目	基準
保管・精米	農産物検査	○玄米での農産物検査が1等であること
	保管方法	○籾または玄米の状態での保管すること ○なお、玄米の場合は、15℃未満の環境での保管すること
	精米	○精米検査において、以下の条件を全て満たすものとする。 ・水分 14%以上 16%未満 ・粉状質粒及び被害粒の比率 10%未満 ・着色粒の比率 0.1%未満 ・砕粒の混入率 2%未満  ○米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること ○玄米調質装置の使用は認めない ○不特定多数の人が利用し、他者の米が混入する恐れがある精米方法（例えばコイン精米機等）は認めない
出荷	販売者	○申請者、又は米委員会が別に認定する販売事業者が食品表示法に基づく販売者となること
	形態	○袋詰出荷とし消費者段階で開封するものとする（委託精米・袋詰は認めるものとする）  ○食品表示法に基づく表示事項（以下「表示事項」という。）のうち、「原料玄米」の産地は、市町村以下（地区名等）まで表示すること  ○申請者が食品表示法に基づく販売者と異なる場合、表示事項とは別に、生産者欄を設け、表示事項中の「販売業者等」に準じて表示すること
	期限	○認定品としての出荷は、認定日から申請翌年の9月末までとすること
	官能審査	○別に設置する「米官能審査委員会」が規定する食味等の審査に合格すること

（表中、用語の定義）

- ① 「同一水利系」とは、水系ではなく、同一の用水系統を指すものとする。
- ② 「長野県水稻奨励品種」とは、当県で普及すべき水稻の優良品種を県が年度ごとに定めたもの。
- ③ 「化学合成農薬の慣行施用」及び「化学肥料による本田への慣行窒素施肥量」は、別に長野県が公表する数値とする。